

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	17
契約番号	8農振財契第395号
件名	令和8年度 都内連携事業森林整備(間伐)委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都青梅市成木地内
概要	搬出間伐 2.13ha、切捨間伐 5.52ha、看板設置 1基
契約期間	契約確定の日の翌日から令和9年1月29日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①、②の要件全てを満たす者で、本件仕様に対応可能な者
	①過去5年以内(公告日が属する年度の前年度以前5ヶ年度)に伐木運材業務に従事した実績を有する者であること。
	②入札前現地説明会に参加できる者であること。
格付	問わない
仕様説明会	なし
開札予定日時	令和8年8月5日(水) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年7月3日(金)午前10時から令和8年7月10日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。
	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入)
	(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)
	(3) 過去5年以内(公告日が属する年度の前年度以前5ヶ年度)に伐木運材業務に従事した実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。</p> <p><u>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u></p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の20日前までに行う予定です。</p> <p>(5) <u>【入札参加要件】指名業者に対して令和8年7月21日から令和8年7月28日の間に現地説明会を実施します。</u></p> <p>(6) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(7) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p> <p>(9) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 森の整備係</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0641</p>

特記仕様書

委託件名：令和8年度 都内連携事業森林整備（間伐）委託

契約期間：契約確定の日の翌日から令和9年1月29日まで

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業の施工に適用する。

第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」・「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」・「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」

2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」

第5条 標準仕様書・適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第6条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第7条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合、本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議する。

第8条 受託者は、契約後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第9条 受託者は施業着手前に、造林補助事業申請に係る社会保険の加入状況を証明する書類及びチェックシート（別紙1）（別紙2）を記入し、発注者に提出をしなければならない。なお、記入者は実際に作業を行う者のみとする。

第10条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第11条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うこと。また、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守すること。

第12条 本委託の実施に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とする。

イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対象地域内で登

録可能な自動車利用に努める。

当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出すること。

第13条 本委託の実施に当っては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式ー12にて報告すること。なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第14条 本委託における木材の搬出先は多摩木材センター（東京都西多摩郡日の出町大久野7689番地）とするが、一部の材（1～5 m³程度を予定）については、委託者が指定する都内の製材所とする。また、都内の製材所への運搬については、委託者が指定する樹種、径級、長さ、本数の丸太を他と分別してはい積みし、搬出前に委託者又は委託者が指定した者による検知を受けること。本委託における伐木・造材量、集材量及び搬出量は、多摩木材センター及び委託者もしくは委託者が指定した者が検知した確定材積とし、契約変更を行う。また、都内製材所への運搬距離については、10km～20kmを想定しており、距離が10km以下又は20kmを超える場合は、契約変更する。

第15条 搬出可能量が大幅に増加することが見込まれる場合には、監督員の指示により一部の範囲についての搬出を取りやめるものとする。この場合において、当該エリアについては、切捨間伐を行うこと（22条7の場合を除く）。

第2章 提出書類

第16条 受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

- 1) 施業記録写真 1部
- 2) 多摩産材の証明書

第3章 施業

第17条 施業の着手

受託者は、契約後速やかに伐採・搬出に係る業務計画（特に、搬出に係る作業方法、使用機械、付帯施設、集材エリア、造材方法、その他監督員の指示する内容について）を立て、監督員の確認を受けること。

本委託の作業範囲は、一部保安林に指定されているため、必要な許可を得てから作業を開始すること。

また、道路管理者等の確認を受けて、作業の承諾を得ること。

受託者は、これらの確認・許可・承諾を受けてから保安林申請に係る作業に着手すること。

第18条 施業の期限

搬出間伐における伐木、集材及び搬出作業は、令和8年12月28日までに完了すること。

受託者の責に帰すべき事由によりこれを過ぎる場合には、契約書第24条の規

定による遅延違約金の徴収を伴う指定期日延期の対象とする。

第19条 施業範囲の確認

- 1) 施業範囲は測量杭及び対象木に付けられたテープ等により確認すること。
- 2) 測量杭は保全に努め、測量杭を作業中に遺失した場合は監督員と協議し、その指示のもと復元しなければならない。

第20条 隣接地権者等との調整

- 1) 土場や索道等（索道アンカーを含む。）の施設を施業対象地外に計画する場合並びに対象地外の支障木を伐採する場合は、周辺地権者や関係者を調査し、土地使用承諾、謝礼の折衝などを行うこと。
- 2) 伐採搬出作業に伴い、破損する可能性のある地物は、事前に写真撮影しておくこと。併せて所有者の了承を得たうえで、養生又は撤去等を行い、作業完了後は原状回復を行うこと。
- 3) 作業完了後、監督員立会いのもと、伐採搬出に係る地物に異状がないことを確認すること。

第21条 第三者への安全管理

- 1) 施業箇所に登山者等が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に登山者等が立ち入らないよう万全を期すこと。また、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- 2) 道路（林道）沿いにおいて、伐採、集材、積込等の作業を実施する際は、当該道路管理者に道路占用許可を得ること。必要に応じて交通整理要員を配置すること。また、道路の構造物や付帯施設に損傷を与えないよう対策を講じること。
- 3) 防護施設を撤去する場合は、あらかじめ道路管理者の許可を得るとともに、許可にあたっての条件や指示事項を遵守すること。
- 4) 伐採や集材による林道への落石を防ぐため、必要に応じ落石防護柵等を設置すること。
- 5) 一般車両が容易に立ち入らないよう、林道等のゲート等は都度閉めること。

第22条 伐木（搬出間伐）

- 1) 伐採に当たっては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守して安全に努め、いかなる場合も第三者に迷惑をおよぼさぬよう努めること。また、伐倒方向、伐倒方法に十分注意し、残存木に損傷を与えないこと。
- 2) 境界木等の指定木は、伐採しないこと。
- 3) 間伐率（本数割合）は範囲ごとに図面に指定されたとおりとする。伐採木の優先度は、標準仕様書のとおりとする。
- 4) 作業道を作設する場合、作設にあたって伐採した木も間伐率の対象とする。
- 5) 選木は必ず伐倒前に行い、選木完了時にも写真を撮影すること。伐倒と並行して作業してはならない。
- 6) 作業委託範囲にまんべんなく残存木が配置されるように作業することとし、特定の範囲に伐採木が偏ることで、立木密度が周辺と比べ、著しく低くならないよう選木すること。

- 7) 伐倒木は枝払すること。搬出しない伐倒木は、斜面を転落しないよう適切な長さに玉切り、林内に集積すること。
- 8) 伐採率 2割の搬出間伐を実施する0.49haの範囲については、健全な立木であって搬出しない立木は伐採しないこと。

第 2 3 条 造材（搬出間伐）

伐採木は多摩木材センターで極力高値で売れるようにするため、原則次のとおりとする

- 1) 造材は、3 mの柱材（末口16～20の直材）又は4 mの直材を原則とする。
- 2) やむを得ず曲がり材となる場合であっても、矢高は5 cm以下とする。
- 3) 造材にあたっては余長を10cm程度つけること。
- 4) 元玉は材と余長に加え、根張りを30～40cmつけて造材すること。
- 5) モヤ材（末口12cmまで）及び細材（末口7 cmまで）も搬出すること。
- 6) その他監督員の指示に従うこと。

第 2 4 条 集材及び集材施設の設置並びに原状回復（搬出間伐）

- 1) 集材方法、使用機械、集材施設等は受託者の任意とする。
- 2) 集材は、可能な限り林地を荒らさないように配慮すること。
- 3) 下げ荷集材を行う場合は、向かい柱を設ける、または、伐木や石が転落しても、作業員や搬出機械にあたらない位置で作業するなど、安全に配慮すること。
- 4) 作業道を作設する場合は、作業員のみならず、隣接地及び林道等の通行者の安全対策も考慮するとともに、既設構造物を破損しないようにすること。
- 5) 既設えん堤の上部など、過去に盛土がなされたと想定される箇所での作業道の作設は、切盛の土量を最小限に抑えるなどし、作業道が起因となる崩壊を生じさせないようにすること。
- 6) 受託者は、全ての材の集材・搬出完了後、使用機械・集材施設を撤去する前に監督員の確認を受けること。
- 7) 作業道は搬出後に埋め戻しを行い、盛土には、伐木・造材によって生じた枝葉を敷くなど、土砂が移動しないよう対策を講じること。
- 8) 立木の伐採・搬出に付随して土地の改変（作業道の開設等）を行ったときは、原状回復を行うこと。

第 2 5 条 運搬（搬出間伐）

- 1) 材の出荷先に変更が生じる場合は、協議により決定する。
- 2) 受託者は、土場から市場に材を搬出する際において、最初の搬出を行う前に、監督員の現地立会いによる確認を受けること。この立会いを受ける前に土場から出材してはならない。
- 3) 搬出材の土場への集積状況、運搬車両への積み込み状況、市場での積み降ろし状況について、搬出先（多摩木材センター及び都内製材所）ごとに各々1枚ずつ写真撮影すること。
- 4) 東京都財務局長が定めた「過積載防止対策マニュアル」に準じて過積載の防止に努めるものとする。なお、「過積載防止対策マニュアル」は東京都財務局のホームページから入手できる。

第26条 掃除伐

- 1) 作業の安全性確保及び植栽木の育成のため、林内の雑灌木、つる、劣勢木及び竹等を地際より除去すること。
- 2) 伐除した灌木等は、伐木等作業の支障とならないよう林内に整理すること。

第27条 枝葉整理

- 1) 市場価値の伴わない極端な曲り材等の不良木及び枯損木や、保育作業の障害となる雑草木等は、伐倒・伐採して林内に横伏せて整理すること。
- 2) 22条及び26条にて発生した伐倒木、刈払物、枝条及び端材は、伐採木の搬出後に林内にまくりとして整理すること。
- 3) 原則として、横筋は高さ約1.0m以内、幅約1.2m以内に寄せ付けて整理し、横筋と横筋の間隔は上下に移動できるように隙間を空けること。寄せ付け整理に当たっては、とくに刈払物の飛散及び転落の防止に注意する。
- 4) 枝条や伐採木等については、原則として沢に集積させないこと。また、尾根筋にまくりをつくらないこと。
- 5) 除地に枝葉を置く場合は、急傾斜部等から枝葉が流れ出ることの無いようにすること。
- 6) 土場等に発生した枝葉等は伐採範囲に戻し入れ、伐採範囲の外にまくりを作らないこと。
- 7) まくりの位置は一部に偏らないよう、間伐作業範囲内に分散して配置すること。
- 8) 事業地内での処理によらない場合は監督員に協議すること。

第28条 切捨間伐

- 1) 切捨間伐に係る一般事項は第22条（伐木1）～6）を準用する。
- 2) 本委託における切捨間伐は定性間伐とする。作業委託範囲にまんべんなく残存木が配置されるように作業することとし、特定の範囲に伐採木が偏ることで、立木密度が周辺と比べ、著しく低くならないよう選木すること。
- 3) 切捨て間伐の範囲において、伐採後の年輪から林齢を確認し、12齡級（60年生）以下の場合、監督員立会いのもとその範囲を確認して確定させたのち、契約変更を行うことができる。

第29条 看板設置

- 1) 木製看板の規格は看板標準仕様図のとおりとする。
- 2) 東京の木多摩産材のスギを使用すること。なお、使用した材が東京の木多摩産材である証明書を提出すること。
- 3) 板面の表示内容については、委託者が受託者にデータ（.aiファイル）を提供する。印字方法はインクジェットカラー印刷とする。
- 4) 受託者は、看板の製作に先立ち、使用材料、外観、形状、寸法板面のデザイン等について明示された製作図を提出すること。また、製作した看板は設置前に形状寸法等について監督員の確認を受けること。なお、寸法の確認にあたっては、箱尺等の計測器具を用意すること。
- 5) 受託者は、看板を破損しないように丁寧に取り扱うこと。
- 6) 看板の設置個所は栗平林道沿いの施業地内で林道通行者から視認しやすい場

所に設置することとし、設置前に監督員に確認すること。

- 7) 看板は、50～60 c m根入れを行い、支柱は垂直に設置すること。支柱周囲の埋め戻しは良質な土砂等により十分締め固めること。
- 8) 板面は水平に取り付けること。
- 9) 施工写真について、施業前、施業中(根入れ・埋戻)、完成の写真を撮影すること。根入れ及び完成は出来高(寸法・水平)が分かるように撮影をすること。

第30条 支払方法

作業完了後に提出される完了届けに基づき検査を行い、合格と認定した後、支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第31条 その他

- 1) 搬出のための土場・アンカー等の設置及び支障木等の除去並びにそれらの復旧等については、受託者の責任で実施すること。
- 2) 施業進行に際し、監督員、地権者及び近隣地主等との連絡を密に取りトラブル等起きないように十分注意すること。
- 3) 施業地周辺の集落内の道路を通行する際は、制限速度を遵守し、近隣住民等とトラブルにならないよう十分配慮すること。
- 4) 施業範囲は林道と隣接しているため、作業道や施業地から土砂等が流出しないように配慮すること。
- 5) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。喫煙等は安全な場所で行い、火の始末は確実に行うこと。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 6) 作業実施日は作業開始前にKY活動を行い、その内容を監督員に報告すること。
- 7) 東京都で実施している、野生イノシシの豚熱(CSF 旧称 豚コレラ)の感染状況の確認のため、施業場所や通勤途中で死亡した野生イノシシを発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- 8) 熱中症対策として、労働安全衛生規則第612条の2の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。
- 9) チェーンソーによる伐木等作業においては次の保護具を使用すること。
 - ①安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っているJIS T8125-3 (ISO基準、EN基準 class1以上)に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを使用すること。(甲ガード付及び先芯入り地下タビ・脚絆はJISに適合する製品がないので使用しないこと。)
 - ②防護ズボン及びチャップスは、「JIS2022 class1」のラベル表示のあるJIST8125-2に適合又は同等以上の性能を有するものを着用すること。
 - ③保護帽は「保護帽の規格」に適合したものを使用すること。なお、防護帽は「物体の飛来又は落下による危険を防止する保護帽」と「墜落による危険を防止する保護帽」の規格は異なるので、高所作業を行うときは、必

ず「墜落による危険を防止する保護帽」の検定に合格している防護帽を使用すること。

④保護網・保護眼鏡（フェイスガード）及び防音保護具（イヤーマフ）を使用すること。特に、フェイスガードはチェーンソー用の鋼製素材などの安全性の高い製品を使用すること。

10) 上記以外の事項については、監督員に協議すること。